

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山シンフォニーホール(以下「本財団」という。)定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社人法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の種類、金額)

第3条 本財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員については、本財団事務局職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)に基づき使用人としての給与、通勤手当、期末手当を支給し、前条第4号に定める報酬等は支給しない。
- 3 非常勤役員等については、本財団の評議員会及び理事会に出席したときに、報酬日額7,500円を支給する。
- 4 前項の規定は、国及び地方公共団体等の職員には適用しない。
- 5 評議員の報酬は、定款第14条に定める金額の範囲内で支給する。
- 6 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 7 役員等の退職に伴う退職金、退職慰労金は支給しない。

(報酬等の支払方法)

第4条 役員等の報酬は、本財団の評議員会及び理事会に出席する都度、その金額を通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(費用弁償の種類及び金額)

第5条 役員等が職務のため出張をしたときは、費用弁償として本財団事務局職員の旅費規程（以下「職員旅費規程」という。）に基づき、旅費（交通費、宿泊料等）を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員等が職務により評議員会、理事会その他の会議に遠隔地から出席するため、特別の経費を要する場合には、職員旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。ただし、常勤の役員等については、交通費実費弁償等を支給しない。
- 3 前項の交通費実費弁償等の特別の経費は、役員等が前項の会議に出席する都度、現金により支給する。

(公表)

第6条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規定の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成24年3月22日理事会議決)